

雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成します。

1. 支給対象となる事業主の要件

【主な受給の要件】

- (1) 次のいずれにも該当する**受給資格者**(その受給資格に係る雇用保険の基本手当の算定基礎期間が5年以上ある者に限ります。)であったもの(以下「創業受給資格者」といいます。)が設立した法人等※の事業主であること。
- ①法人等を設立する前に、公共職業安定所の長に「**法人等設立事前届**」を提出した者。
 - ②法人等を設立した日の前日において、当該受給資格に係る支給残日数が1日以上あること
 - ③雇用保険の加入期間(算定基礎期間)が**5年以上**あること
- (2) 創業受給資格者が**専ら当該法人等の業務に従事**するものであること
- (3) 法人にあつては、**創業受給資格者が出資し、かつ、代表者であること**
- (4) 法人等の**設立日以後3か月以上**事業を行っているものであること

※ 法人等の設立とは・・・

法人の場合 : 法人の設立の登記等を行うこと

個人の場合 : 次の①～③のいずれか早い日

①税務署等へ届け出た開廃業等届出書等へ記載した開業日

②営業・仕入れ等の業務を開始した日

③労働者を雇い入れた日

- (5) 創業から**1年以内**に雇用保険の**一般被保険者**として従業員を雇入れ、助成金の支給後も引き続き雇用すること

2. 助成対象費用・支給額

助成対象となる費用は、次のAに掲げる費用(人件費を除きます。)及び当該法人の設立の日から起算して3ヶ月の期間内に支払の発生原因が生じたBに掲げる費用(人件費を除きます)であり、かつ、支払に係る契約の日(法人等設立事前届の提出日以後の日に限ります。)から第1回目の支給申請時までに支払いが完了したもので、創業に係る業務、又は職務との関連性が認められるものが対象です。支給額は当該費用の3分の1に相当する額(その額が200万円を超えるときは、200万円。)です。

A. 法人等設立事前届の提出日以降に契約し、第一回目の支給申請時までの間に支払が完了した以下の費用

1. 当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した経営コンサルタント等の相談費用等
2. 当該法人等を設立する前に、創業受給資格者が自ら従事することとなる職務に必要な知識又は技能を修得するための講習又は相談に要した次に掲げる費用(交通費を除く)
 - ① 資格取得費用
 - ② 講習・研修会等の受講費用(ただし、教育訓練給付金の支給に係る費用を除く)
 - ③ キャリア・コンサルタント等への相談に要した費用
3. 1及び2に掲げるもののほか、当該法人等の設立に要した次に掲げる費用
 - ① 法人にあっては、法人の設立の登記の手續に要した費用
 - ② 次に掲げる当該法人等の設立に要した費用
 - (1)各種許認可等の手續に要した費用
 - (2)事務所等の改装及び賃借に要した費用(賃借料を除きます。以下同じ。)
 - (3)設備・機械・機器・備品・車両等の動産、営業権等の購入費等(リース料を除く)
 - (4)労働者の募集・採用、就業規則の策定等に要した費用
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該法人等の設立に要した費用
4. 当該法人等に雇用される労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した次に掲げる費用
 - ① 資格取得費用
 - ② 講習・研修会等の受講費用等
 - ③ キャリア・コンサルタント等への相談に要した費用

B. 法人等設立事前届の提出日以降に契約し、かつ、設立の日から起算して3ヶ月の期間内に支払の発生原因が生じ(※1)、第一回目の支給申請時までの間に支払が完了した以下の費用

1. 創業受給資格者が自ら又は雇用される労働者が、従事することとなる職務に必要な知識又は技能を習得するための講習又は相談に要した次に掲げる費用
 - ① 資格取得費用
 - ② 講習・研修会等の受講費用等(ただし、教育訓練給付金の支給に係る費用を除く)
 - ③ キャリア・コンサルタント等への相談に要した費用
2. 当該法人等に雇用される労働者の雇用管理の改善に関する事業(労働者の募集・採用、就業規則の策定、職業適性検査の実施等)に要した費用
3. 1. 2. に掲げるもののほか、法人等の運営に要した次に掲げる費用
 - ① 各種許認可等の手續きに要した費用
 - ② 事務所等の改装及び賃借に要した費用
 - ③ 設備・機械・機器・備品・車両等の動産、営業権等の購入費
 - ④ 事務所等の賃借料
・設備・機械・機器・備品・車両等の動産のリース料
・各種団体の所属会費(所属しなければ法人等の運営が困難になる団体の所属会費に限ります。)
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該法人等の運営に要した費用

※1 「設立の日から起算して3ヶ月の期間内に支払の発生原因が生じ…」とは、

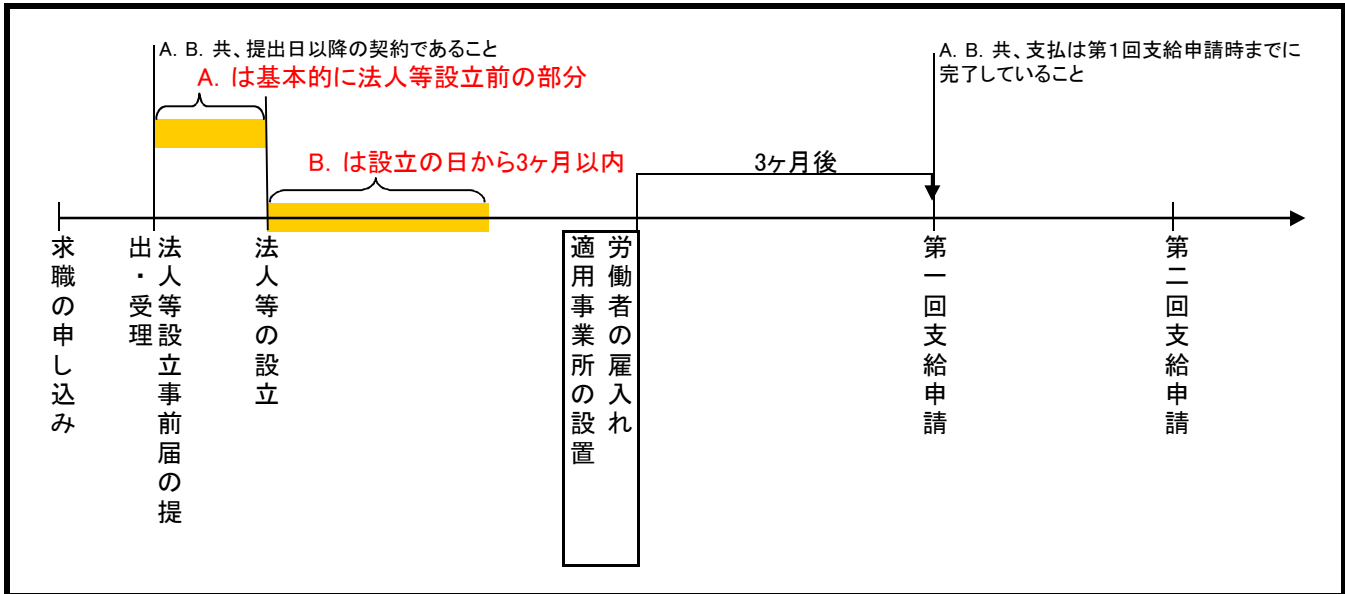
- ① 動産の場合 → 当該期間内に引渡しがあること
- ② 不動産または動産の賃貸 → 当該期間内にそれを占有していること
- ③ (継続的に受ける)サービス → 当該期間内にその提供をうけていること

をいいます。

例)① 設立日から3ヶ月の期間内に納品・引渡になるものは対象ですが、設立から3ヶ月経過後に引渡があった場合は対象となりません。また事務所等の改装費もこれにあたり、設立日から3ヶ月経過後に完成、引渡があった場合は対象となりません。

例)② 設立日から3ヶ月期間内にかかった事務所等の賃貸料は対象となります。しかし、設立前にその契約をした場合、設立前の賃貸料は対象となりません。

例)③ 設立日から3ヶ月の期間内にかかったホームページの日常のメンテナンス費用は対象となります。しかし、設立前にホームページを作成した場合、設立までのメンテナンス費用は対象となりません。



3. 助成の対象とならない費用

- ・出資金・資本金
- ・原材料、商品等の購入費用
- ・光熱水料等
- ・福利厚生費用
- ・交通費(通勤用車両・自転車等含む)
- ・各種税金等、国又は地方公共団体に支払う費用
(ただし、物品の購入等に支払った費用に含まれる消費税は対象費用とする)
- ・事業の運営に要したものが否かが明確でない費用
- ・動産等の購入に係る契約を締結した後に解約されたもの又は支給申請時までに第三者に譲渡されたものに係る費用
- ・不動産もしくは動産等の賃借又はサービスに係る契約を締結した後に解約されたものに係る費用
- ・事業主が私的目的のために要したと認められる費用
- ・不動産、株式、国債、社債等の購入費等資産運用に係る費用
- ・金員の借入に係る経費(保証人会社、貸付手数料等)
- ・消耗品の購入費用
- ・各種保証金等返還が予定されている費用
- ・人件費に相当すると認められる費用
- ・各種顧問料(サービス内容が不明確なため)
- ・資本金的・経済的・組織的関連性等から見て、密接な関係にあると認められる事業主間の取引に係る費用
- ・資本金的・経済的・組織的関連性等から見て、密接な関係にあると認められる、次に掲げる個人と法人等との取引に係る費用
 - A. 創業受給資格者本人
 - B. 創業受給資格者本人と同一生計にある者
 - C. 創業受給資格者本人が設立した法人への出資者又はその同一の生計にある者

※ 親族間の取引や親会社・子会社等関連会社からの取引に対する費用は対象とならない場合があります。
 ※ 助成金の適正な運用を図るため、**事業の実地調査**による申請内容の確認等をする場合があります。
 その際には会計帳簿及び備品等の調査確認にご協力をお願いします。

4. 対象費用の確認 **【重要】**

対象費用の確認は原則として**領収書**で行います。注意点は以下の通りです。

- ① 契約日が「法人等設立事前届」の提出日以降であること。
- ② 領収書の宛先が、創業前は**本人**あて、創業後は**法人(個人事業主の場合は屋号と代表者名があること)**あてであること。
 ※「上様」や代理人・従業員の名義になっているものは対象となりません。
- ③ 但し書きや納品書・請求書などにより、具体的品目等が明確であること。
- ④ 領収書は、日付、金額、発行元の名称、所在地、電話番号等の記載があるもの。
- ⑤ 契約に基づくものは契約書(写)、動産等の購入については引渡し日の確認できる納品書(写)等が必要であること。

※ また、引渡し時期や使用状況・具体的内容・金額等を確認するために、契約書、請求書、注文書、納品書等を提出していただく事がありますので、領収書とともに大切に保険してください。

なお上記分類、事例で判断できない場合はご連絡ください。

●受給資格者創業支援助成金申請日程

社名

事業主名

